

## セクシュアル・ハラスメント防止の基本方針

平成25年 5月24日  
多野藤岡農業協同組合  
代表理事理事長 浦部正義

J Aは地域社会との共生をめざし、人と人とのつながりを前提に成り立つ人間尊重の協同組合組織です。そして、組合員等利用者の立場を考慮して発言し、行動することが組織・事業活動の前提です。

この人間尊重の精神は、組織に働く役職員にとっても等しく適用されるものであり、当J Aは、一人ひとりの働く権利を尊重し、その能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

特に当J Aは、職場において行なわれる性的な言動に対する職員の対応によって、その労働者が労働条件について不利益を受け、または、性的な言動により職員の就業環境が害されるなどの「セクシュアル・ハラスメント」を断じてゆるしません。

このため当J Aは、役職員一人ひとりの意識啓発に取り組み、性別に関わりなく、対等なビジネス・パートナーとして信頼しあえる職場風土の創造に務めていきたいと考えています。

万が一、セクシュアル・ハラスメントが発生した場合には、当事者の人権に配慮しながら解決に向けて迅速に対応するとともに、加害者に対しては厳しい態度で臨んでいきます。

セクシュアル・ハラスメントは個人間の問題にとどまらず、J Aの労務管理、危機管理の問題であることを、役職員一人ひとりが認識を共有し、明るく活力ある職場づくりに努めていただくよう切にお願いいたします。

以 上